

四日市市指定地域密着型サービスの基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年12月19日

四日市市長 田中俊行

四日市市規則第72号

四日市市指定地域密着型サービスの基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

四日市市指定地域密着型サービスの基準を定める条例施行規則（平成25年四日市市規則第43号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（<u>条例第65条第4項</u>及び<u>条例第127条第4項</u>の規則で定める費用）</p> <p>第2条 <u>条例第65条第4項</u>及び<u>条例第127条第4項</u>の規則で定める費用は、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料に関する指針（平成17年厚生労働省告示第419号）に定める費用とする。</p>	<p>（<u>条例第68条第4項</u>及び<u>条例第90条第4項</u>の規則で定める費用）</p> <p>第2条 <u>条例第68条第4項</u>及び<u>条例第90条第4項</u>の規則で定める費用は、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料に関する指針（平成17年厚生労働省告示第419号）に定める費用とする。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（健康福祉部 介護・高齢福祉課）